別表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 種目 | 対象者 | 性能 | | 耐用  年数 | 基準額 |
| 介護・訓練用支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者等 | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | | ８年 | １５４，０００円 |
| 特殊マット | 下肢若しくは体幹機能障がい１級の身体障がい者又は同２級の身体障がい児で常時介護を必要とするもの及び原則として３歳以上の重度又は最重度の知的障がい者（児）並びに寝たきりの状態にある難病患者等 | の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | | ５年 | １９，６００円 |
| 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障がい１級の原則として学齢児（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１７条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）以上の者で常時介護を要するもの及び自力で排尿できない難病患者等 | 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | | ５年 | ６７，０００円 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の者で入浴に当たり家族等他人の介助を要する原則とし３歳以上のもの | 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | | ５年 | ８２，４００円 |
| 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の者で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上のもの及び寝たきりの状態にある難病患者等 | 介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | | ５年 | １５，０００円 |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の者で原則として３歳以上のもの及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 | 介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。） | | ４年 | １５９，０００円 |
| 訓練いす | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児で原則として３歳以上のもの | 原則として附属のテーブルを付けるものとする。 | | ５年 | ３３，１００円 |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能障がい２級以上の身体障がい児で原則として学齢児以上のもの及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 | 腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの | | ８年 | １５９，２００円 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能に障がいを有する原則として３歳以上の者で入浴に介助を必要とするもの及び難病患者等で入浴に介助を必要とする者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） | | ８年 | ９０，０００円 |
| 便器 | 下肢又は体幹機能障がい３級以上の者で原則として学齢児以上のもの及び常時介護を必要とする難病患者等 | 対象者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | | ８年 | ９，８５０円 |
| T字状・棒状のつえ | 下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障がいを有する者で原則として学齢児以上のもの | 対象者が容易に使用し得るもの | | ３年 | ４，４６０円 |
| 移動・移乗支援用具 | 下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障がいを有する原則として３歳以上の者で家庭内の移動等において介助を必要とするもの | 転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、かつ、必要な強度及び安定性を有するもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） | | ８年 | ６０，０００円 |
| 頭部保護帽 | 下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行及び立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの | ヘルメット型で歩行が困難な者が、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの | (1)　スポンジ及び革を主材料としているもの | ３年 | １５，２００円 |
| (2)　スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの | ３６，７５０円 |
| 特殊便器 | 上肢障がい２級以上の者及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの並びに上肢機能に障がいのある難病患者等 | 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | | ８年 | １５１，２００円 |
| 火災警報器 | 障がい等級２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの及び難病患者等（当該者の世帯が火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | | ８年 | １５，５００円 |
| 自動消火器 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | | ８年 | ２８，７００円 |
| 電磁調理器 | 視覚障がい２級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障がい者（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 対象者が容易に使用し得るもの | | ６年 | ４１，０００円 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障がい２級以上の者で原則として学齢児以上のもの | 対象者が容易に使用し得るもの | | １０年 | ７，０００円 |
| 聴覚障がい者用屋内信号装置 | 聴覚障がい２級以上の者で当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | | １０年 | ８７，４００円 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障がい３級以上の者で原則として３歳以上のもの | 透析液を加温し、かつ、一定温度に保つもの | | ５年 | ５１，５００円 |
| ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の障がいを有する者であって、必要と認められるもの及び呼吸器機能に障がいのある難病患者等 | 対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | ３６，０００円 |
| 電気式たん吸引器 | ５年 | ５６，４００円 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児） |  | | １０年 | １７，０００円 |
| 視覚障がい者用体温計（音声式） | 視覚障がい２級以上の原則として学齢児以上の者で当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | ９，０００円 |
| 視覚障がい者用体重計（音声式） | 視覚障がい２級以上の原則として学齢児以上の者で当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | １８，０００円 |
| 視覚障がい者用血圧計（音声式） | 視覚障がい２級以上の原則として学齢児以上の者で当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | １３，５００円 |
| 動脈中酸素飽和度測定機（パルスオキシメーター） | 呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法等を行っている者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの | | ５年 | ５０，０００円 |
| 人工呼吸器の装着が必要な者 | ５年 | １５７，５００円 |
|  | 正弦波インバーター発電機 | 呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がいを有する者であって、人工呼吸器の装着が必要なもの | ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、対象者が容易に使用し得るもの（定格出力が８５０ＶＡ以上で運搬可能なものに限る。） | | ６年 | １８５，９００円 |
| ポータブル電源（蓄電池） | 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、対象者が容易に使用し得るもの（定格出力が３００Ｗ以上で運搬可能な者に限る。） | | ６年 | ３９６，０００円 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいを有する者であって、発声及び発語に著しい障がいを有する原則として学齢児以上のもの | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | ９８，８００円 |
| 情報・通信支援用具 | 上肢機能障がい２級又は視覚障がい２級以上の者 | 障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト（上肢機能障がい者（児）については、インテリキー、ジョイスティック等視覚障がい者（児）については、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等） | | ６年 | １００，０００円 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい（原則として視覚障がい２級かつ聴覚障がい２級以上）を有する者で必要と認められるもの | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの | | ６年 | ３８３，５００円 |
| 点字器 | 視覚障がい２級以上の者で原則として学齢児以上のもの | 対象者が容易に使用できるもの | (1)　標準型  ア　両面書真板製  イ　両面書プラスチック製 | ７年 | 標準型  ア　１０，４００円  イ　６，６００円 |
| (2)　携帯用  ア　片面書アルミニューム製  イ　片面書プラスチック製 | ５年 | 携帯用  ア　７，２００円  イ　１，６５０円 |
| 点字タイプライター | 視覚障がい２級以上の者で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの | 対象者が容易に使用し得るもの | | ５年 | ６３，１００円 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい２級以上の者で原則として学齢児以上のもの | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの | | ６年 | ８５，０００円 |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい２級以上の者で原則として学齢児以上のもの | 文字情報及び同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであって、対象者が容易に使用し得るもの | | ６年 | ９９，８００円 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚に障がいを有する原則として学齢児以上の者で本装置により文字等を読むことが可能になるもの | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等をいう。）の上に置くことで、簡単に拡大された画像等をモニターに映し出せるもの | | ８年 | １９８，０００円 |
| 暗所視支援眼鏡 | 視覚に障がいを有する原則として学齢児以上の者で本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大するもの | 画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの | | ８年 | ３９５，０００円 |
| 視覚障がい者用時計 | 視覚障がい２級以上の者で原則として学齢児以上のもの | 対象者が容易に使用し得るもの | | １０年 | １３，３００円 |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 聴覚障がい又は発声若しくは発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者（聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。） | 電話機に接続し、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で対象者が容易に使用できるもの | | ５年 | ７１，０００円 |
| 聴覚障がい者用情報受信装置 | 聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの | | ６年 | ８８，９００円 |
| 人工内耳用電池 | 人工内耳装用者 | 対象者が容易に使用し得るもの | |  | 月額　２，５００円 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者 | (1)　笛式  呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | | ４年 | ８，１００円 |
| (2)　電動式  あご下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | | ５年 | ７０，１００円 |
| 視覚障がい者用ワードプロセッサー（共同利用） | 視覚障がい者（児）で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの | 編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づく自動点字変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの | |  | １，０３０，０００円 |
| 点字図書 | 福祉事務所長が別に定める。 | | | | |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具 | 人工肛門又は人工造設者 | (1)　蓄便袋  低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 | |  | 月額　８，８５８円 |
| (2)　蓄尿袋  低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの | | 月額　１１，６３９円 |
| 紙おむつ等 | ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者、３歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいを有する者又は脳原性運動機能障がいを有し、かつ意思表示が困難な者 | 紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品 | |  | 月額　１２，０００円 |
| 収尿器 | 高度の排尿機能障がいを有する者 | 採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの | | １年 | (1)　男性用  普通型　７，７００円  簡易型　５，７００円  (2)　女性用  普通型　８，５００円  簡易型　５，９００円 |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 1. 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）３級以上の者 2. 視覚障がい2級以上の者 3. 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等   ※(1)及び(2)については原則として学齢児以上とし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい２級以上の者に限る。） | 対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | |  | ２００，０００円 |

（備考）

１　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

２　聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

３　在宅療養等支援用具において、正弦波インバーター発電機とポータブル電源（蓄電池）とは、併給することができない。

４　排泄管理支援用具、頭部保護帽及び人工内耳用電池については、在宅であることを要しないものとする。

５　難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、法第４条第１項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。